

昇格・待遇改善に関する要求書

気象衛星センター所長
長谷川 昌樹 殿

国土交通労働組合東京気象支部
気象衛星センター分会
分会長 石井 一雄

私たち気象行政に携わる職場では、国民の安全・安心を確保するために、高度化・多様化した様々な行政ニーズに応えるべく日々職務を遂行しています。とりわけ、未曾有の被害を及ぼした東日本大震災や熊本地震、豪雨、台風などの自然災害が相次いで発生するなか、防災の重要性が浮き彫りになっており、国民の気象に関する関心が高まるとともに、より精度の高いきめ細かな防災情報の提供を要望する声は年々高まっています。

私たちは、的確な気象情報を提供することで自然災害の軽減、国民生活の向上、交通安全の確保、産業の発展などを実現することを任務として、国民に信頼される予報・防災業務をはじめとした迅速で的確な気象情報を発表するために日夜職務に奮闘しています。しかし、職場は連年による定員削減の影響や業務の高度化、多様化などで職員一人に対する業務量と負担は増加しています。このため、職場には余裕がなく、職員は張り詰めた緊張感のなかで業務を行っていることから、心身ともに疲労が蓄積し職員の健康・安全にかかわる問題がいつそう深刻となっています。2024年度概算要求において定員削減予定数を上回る増員要求をしていますが、要求が認められるよう関係機関に働きかけるよう要求します。また、交通運輸産業における需要回復へむけた施策のみならず、交通権を担保し、公共交通機関の安全・安心を確保する業務もきわめて重要となる一方で、連年にわたる一律機械的な定員削減と、増員をともなわない新規業務の増加などで慢性的な要員不足に陥っています。

このような状況下において、職員の待遇改善が強く求められているなか、人事院は8月7日、国会及び内閣に対し、月例給を引き上げる勧告を行いましたが、十分ではなく、一般職・高卒者の初任給においては、最低賃金を下回る地域がいまだに残されています。また、「給与制度のアップデート」については、2022年に表明されて以降、若年層や再任用職員の給与改善などが期待される一方で、60歳前後の給与カーブのフラット化や諸手当の見直し、能力・実績主義の強化などでは、職場の漠然とした不安を招いています。あらためて労働組合との合意を前提とした、労働者本意の「アップデート」として措置されなければならず、良質で安定的な公務運営のためにも抜本的な改善が求められています。

この間、人事院は、総人件費抑制をもくろむ政府の意向に迎合し、よりいっそう、高齢層の切り捨てや、本省と地方局との格差を拡大させる姿勢に終始しており、私たちの切実な声に背をむけています。2023年度予算は、待遇改善には不十分な定数切り上げや手当の新設・改善の見送りなど、私たちが求める改善にはほど遠いものとなっており、安心して業務に専念することで、国民本位の質の高い全国一律の行政サービスを確保するためには、必要な手当改善を含めた労働条件や労働環境の整備が不可欠です。

以上のことから、私たち国土交通労働組合は、貴職が誠意をもって下記事項を解決するよう強く要求します。

【国土交通労働組合気象部門統一要求】

1. 昇格改善について

(1) 行政職(一)関係

- ① すべての係長及び測候所主技専・技専を5級まで格付けすること。
- ② 管区以下の課長・課長補佐・同相当職の6級格付けを行うこと。
- ③ 旧地台・測候所の課長・同相当職を全員6級格付けすること。
- ④ 地域航空気象官署の職員について、格付けの上限を引き上げること。

(2) 海事職関係

- ① 海事職の昇格基準をつくること。当面、頭打ちの解消策として、行政職(一)6級相当のブリッジ級を設けること。
- ② 級別定数を増やし、昇格運用幅を拡大すること。

(3) 教育職関係

- ① 2級の高位号俸者を直ちに3級へ昇格させること。
- ② 3級の高位号俸者を直ちに4級へ昇格させること。

(4) 研究職関係

- ① 行政職から研究職へ職種転換した場合に不利益とならないようすること。
- ② 3級への昇格は、大学卒10年程度を基準に措置すること。また、2級の高位号俸者を直ちに昇格させること。
- ③ 4級定数を増やすこと。また、3級高位号俸者については、研究評価及び業務上の実績を正当に評価して、4級に昇格させること。3級44号俸以前に昇格できるよう措置すること。
- ④ 5級定数を増やし、4級36号俸以前に昇格できるよう措置すること。
- ⑤ 研究職の昇格に関し、採用区分に依らず等しく扱うこと。

2. 定員管理について

- (1) 欠員を早急に解消すること。
- (2) 病気休職等により欠員が生じた場合は、速やかに職員を補充すること。また、職員の補充が困難な場合は、必要な対応をとること。
- (3) 経験者採用の登用にあたっては、現職員の処遇面に影響が出ないようにすること。
- (4) 高齢期雇用の対応や職場の要員構成の実態などをふまえ、経過措置を含め定員管理の柔軟化をはかること。
- (5) 辞職等による欠員が生じた場合は、速やかに補充すること。

3. 高齢期雇用について

- (1) 定年延長にともなう対応方針は、労働組合と協議し合意を得ること。
- (2) 気象庁の再任用義務化に伴う対応方針は、実施状況を見ながら適宜見直しをはかり、その際には労働組合と協議すること。
- (3) 再任用の登用にあたっては、現職員の処遇面に影響が出ないようにすること。
- (4) 短時間再任用職員に対しても宿舎を貸与すること。
- (5) 再任用職員にも「住居手当」、「特地勤務手当」、「寒冷地手当」などの生活関連手当を支給するとともに、僻地官署において宿舎に入居する場合は無料で貸与すること。
- (6) 辞職等により再任用職員に欠員が生じた場合は、速やかに補充すること。

4. 人事評価制度について

- (1) 新たな昇格選考基準の策定にあたっては、労働組合との十分な交渉・協議を行うこと。
- (2) 個別評語などの開示にあたっては、柔軟に対応すること。
- (3) 期間業務職員の勤務実績把握は、廃止すること。

5. 労働条件、福利厚生、健康・安全について

- (1) 本人の意思を無視した一方的な人事異動は行わないこと。
- (2) 本人の希望を尊重し、管区間の異動を柔軟に行うこと。
- (3) 健康破壊や家庭崩壊につながる長時間遠距離通勤・単身赴任を減らす対策を講じること。
- (4) 人事異動をしなくとも、昇任・昇格ができるように、引き続き運用すること。
- (5) 官用車の運転には運転手を配置すること。当面、運転手を雇いあげる予算をつけること。また、職員がやむなく官用車を運転するにあたっては、無理な日程を組まず事故に対する補償を完全に行うこと。
- (6) 単身赴任者の赴任先宿舎入居を保障するとともに、その家族への宿舎貸与(二重貸与)を拡大すること。
- (7) 宿舎の貸与については、独身者に対しても単身b型宿舎を貸与するなど、柔軟に対応をすること。
- (8) 希望者全員が入居できるよう宿舎を確保すること。また、勤務官署近傍で宿舎を確保すること。
- (9) 宿舎の建て替えや取り壊し、廃止などに伴う当局の都合による住居移転は、移転費を支給すること。
- (10) 宿舎の管理人は、業務係が所掌としてとり扱い、入居職員に管理人をさせないこと。
- (11) 公務における転勤縮減方策や、育児等家族的責任を有する職員の長時間通勤是正方策等について、職員の労働条件の視点から検討を行うこと。
- (12) 赴任旅費について職員の自己負担がないように改善すること。
- (13) メンタルヘルス対策を強化すること。
- (14) 気象庁本庁、施設等機関、管区気象台、沖縄気象台内に「労働安全衛生委員会」を設置し、労使協議による労働安全衛生体制を確立すること。
- (15) 更衣室・寝室・風呂・シャワー室をはじめ、女性職員の受け入れができる設備を整備すること。
- (16) 生理休暇をはじめとする母性保護の権利が行使しやすい職場環境を確保すること。
- (17) 宿直勤務にあたっては、労働組合と十分協議を行い、合意なしに宿直勤務に就かせないこと。
とりわけ、新規採用者等の技術経験が6か月に満たない者は就かせないこと。あわせて宿直室を整備するなど環境面と、女性職員も安心できるセキュリティなど安全面を確保すること。
- (18) マイナンバー制度は直ちに廃止すること。また、個人番号カードの身分証との一体化は中止すること。
- (19) 代船建造にあたっては乗組み員が快適に過ごせるようにすること。

6. 気象事業の整備拡充について

- (1) 府県予報業務は、新地方気象台及び測候所の責任で行うこと。
- (2) 二府県予報を中枢官署で行う場合は、必要な要員を確保すること。また、業務集約後の現業運営に関する検証は、労働組合との十分な協議のうえで行うこと。
- (3) 組織再編にあたっては、労働組合と十分協議を行い、職員の労働強化とならないよう必要な人員配置を行うこと。
- (4) 庁舎移転に関する情報は隨時、労働組合に提供すること。また、庁舎移転にともなって業務等の変更が生じる場合は、労働組合との協議を行うこと。
- (5) 気象事業に関して次の事項を守ること。
 - ① 大規模気象災害に強いネットワークを構築すること。
 - ② 気象事業は直接国の責任で行い、業務の縮小・切り捨て、いきすぎた規制緩和や民間委託は行わないこと。
 - ③ これ以上の定員削減や組織の縮小を行わないこと。
 - ④ 国民各層の意見や要望に真摯に耳を傾け、気象事業を民主的に発展させること。
- (6) 新規業務の導入や業務体制の見直し、設備の導入にあたっては、事前に職場に十分な説明を行うとともに、十分な検証、慣熟と機器の動作確認を行ってから導入すること。また、必要な要員を確保すること。
- (7) 業務量に見合った要員を配置すること。
- (8) 第14次第5年度業務整理実施計画を策定しないこと。
- (9) 地方気象台の人員体制を、情報の高度化・充実等に即して拡充すること。

- (10) すべての地方気象台に、現業統括の予報官、または主技専を増員により配置すること。
- (11) すべての地方気象台に、情報通信担当技専を増員により配置すること。
- (12) すべての地方気象台に、迅速なJETT派遣に必要な要員を配置すること。
- (13) 帯広・名瀬測候所の体制を強化し、地域の「防災センター」としての機能が果たせるよう整備・拡充をはかること。
- (14) 火山防災連絡事務所の人員及び体制を、自治体等の要望に即して拡充すること。
- (15) 地域航空気象官署の人員については、航空需要の増大に対応し、業務量に見合った体制とし、当面、官執体制を強化すること。
- (16) 航空気象観測業務の民間委託や完全自動化をやめ、気象庁職員で行うこと。
- (17) 航空気象業務の縮小にむけた見直しは行わないこと。

7. 気象庁ホームページについて

- (1) 気象庁ホームページのウェブ広告掲載をただちに中止すること。
- (2) 気象庁ホームページの運用に必要な予算を確保すること。
- (3) 気象庁のデータ（情報）利用に受益者負担を導入しないこと。

8. 諸手当改善について

- (1) 住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当、通勤手当などについて、実態に見合った改善をはかること。また、特地勤務手当の指定基準を特地に勤務する職員の精神的な負担と生活の不便度を重視したものに改善すること。
- (2) 職員に自己負担を生じさせることのないよう通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。災害時における通勤手段の変更や宿泊が必要になった場合などに対応できる措置を講じること。
- (3) 夜間特殊業務手当を当面、夜間看護手当並に増額し、海事職にも支給すること。
- (4) 定けい港停泊中の船舶への通勤については、交通費を支給すること。

【気象衛星センター分会の要求】

1. 気象衛星センター職員の昇格を改善し、年齢にふさわしい待遇を実現すること。
2. 気象衛星センターデータ処理課現業の情報通信基盤課システム運用室現業との業務の同室運用は十分な準備期間を取ること。
3. 気象衛星センターデータ処理課現業の再任用職員は情報通信基盤課システム運用室現業と同じ3Gとすること。

以上